

1. 趣旨

- じん肺管理区分については、じん肺法（昭和35年法律第30号）第13条に定めるとおり、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果により決定されるものであり、じん肺健康診断の具体的実施手法及び判定については、「改正じん肺法の施行について」（昭和53年4月28日付け基発第250号、最終改正平成23年3月31日）において、別途発行される「じん肺診査ハンドブック」（以下、「ハンドブック」とする。）（Ⅱの5の（1）及び（4）を除く。）に記載された内容並びに平成22年6月28日付け基発第0628第6号「じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について」記中第1の1及び2を基本として行うこととしている。
- ハンドブックについては、昭和53年に発刊してから大幅な改訂が行われていないことから、医療の進展、医学的知見の集積等を踏まえた現状に即したハンドブックを作成することとし、「じん肺健康診断とじん肺管理区分決定の適切な実施に関する研究」（令和4～6年度）（研究代表者：芦澤 和人）において、ハンドブック改訂案を作成した。

2. 改訂案の検討

今後、以下のスケジュール案により、ハンドブック改訂案について、審議をお願いしたい。

令和7年3月5日 じん肺部会（ハンドブック改訂についての説明）

令和7年9月16日、30日 じん肺部会（ハンドブック改訂案についての検討）

令和7年10月～11月 パブリックコメント募集

令和7年12月 じん肺部会（パブコメ結果報告・ハンドブックの内容確定）

令和8年3月 通知発出、ハンドブック公開

令和8年4月～ ハンドブック適用開始、冊子作成